

令和3年(2021年)10月1日

保護者様

城陽市立古川小学校
校長 小川 泰彦

緊急事態宣言解除に伴う本校の対応について

秋涼の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、京都府に対する緊急事態宣言が9月30日に解除されました。本校では引き続き感染防止対策を徹底しながら、感染拡大状況に応じて学習活動や行事等を工夫することで、児童の学びを充実させてまいります。

つきましては、城陽市教育委員会と連携を図り、下記の内容で緊急事態宣言解除に対応した教育活動の充実を段階的に図ってまいります。保護者の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

<基本方針>

- 1 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続します。
- 2 感染リスクの高い活動については特に慎重に検討し、十分な対策を講じた上で実施します。

<感染防止対策の徹底>

- 1 基本的に常時マスクを着用して生活します。(体育、熱中症の危険がある場合等においては、十分な距離をとった上で外します。)
- 2 手洗いや手指の消毒を適切なタイミングで実施します。
- 3 教室等は常時換気し、必要に応じてエアコンや空気清浄機を稼働させます。
- 4 児童がよく触れる場所や、共有の教具は消毒を行います。
- 5 家庭での検温や健康観察を確実にお願いします。(体調不良時は無理せず、家庭で様子を見てください。早めに受診をお願いします。)※教職員も実施しています。

<学習活動の工夫>

- 1 児童の接触や密集を避け、一定の距離(最低1m)を保って活動します。
- 2 対面での活動は十分な距離をとり、時間や回数を制限して実施します。
- 3 室内での合唱や管楽器の演奏は十分な距離をとり、同方向を向いて練習します。
- 4 対策をとった上でも、なお感染リスクの高い活動(調理実習・密集する活動・近距離で接触したり組み合わせたりする活動等)については実施を見合わせます。
- 5 学校行事は、感染症対策を講じ、方法や時期を工夫して可能な範囲で実施します。(延期や中止とする場合もあります。)
- 6 校外学習は感染リスクが極めて低いと判断できる場合に限り、実施を検討します。
- 7 給食は、グループごとの会食ではなく、個別に食べています。食事中の会話は控え、準備や片付けも安全面を考えながら実施しています。

<その他>

- 1 ご家庭においても、マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など基本的な感染症予防対策を行っていただくようお願いいたします。
- 2 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合は、速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。(児童本人や同居家族がPCR検査を受検する場合及びその結果が出た場合・児童本人や同居家族が濃厚接触者と判明した場合)
- 3 発熱、咳等、普段と少しでも体調が異なる場合などの体調不良時には登校させず、家庭で様子を見ていただき、早めに受診をお願いします。また、同居のご家族に同様の症状がある場合も登校を控えてください。
- 4 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、偏見・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるようにご指導いただくようお願いいたします。

古川小学校：0774-53-1500 (平日の午前8時から午後5時まで)